

目標事業量（需要見込み）について（案）

1. 需要見込みを作成するにあたって

区 分	内 容	根 拠
①教育・保育提供区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域 例：小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域 ● 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本 ● 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる ● 地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。 ● 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。 	<p>子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号</p> <p>基本指針（案）第 三 二 1</p> <p>基本指針（案）第 三 二 1</p> <p>基本指針（案）別表第一 一</p>
②教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。 ● 認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 各年度における実施しようとする教育・保育の提供体制（保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園）の確保の内容及びその実施時期を定める。 ● 計画期間内における目標値（満三歳未満の子どもの利用定員数の割合「保育利用率」）を設定すること。 ● 特別な支援が必要な子どもへの対応を行うこと。 	<p>子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号</p> <p>基本指針（案）第 三 二 2</p> <p>基本指針（案）別表第一 二</p> <p>基本指針（案）別表第二</p>

<イメージ>

		1年目			2年目
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	...
①量の見込み (必要利用定員総数)		300人	200人	200人	...
② 確保 方策	教育・保育施設 (※2)	300人	200人	80人	...
	地域型保育事業(※3)			20人	...
②-①		0	0	▲100人	...

<p>③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。 ● 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ● 各年度の量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。 ● 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進することが必要である。 ● 地域子ども・子育て支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 一 利用者支援に関する事業 二 時間外保育事業 三 放課後児童健全育成事業 四 子育て短期支援事業 五 乳児家庭全戸訪問事業 六 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 七 地域子育て支援拠点事業 八 一時預かり事業 九 病児保育事業 十 子育て援助活動支援事業 十一 妊婦に対して健康診査を実施する事業 	<p>基本指針 (案) 第三 二 3</p> <p>子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 2 号 基本指針 (案) 第三 二 3 基本指針 (案) 別表第一 三 基本指針 (案) 別表第三</p>
---	--	--

<イメージ>

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	...
②確保方策	3000人(10か所)	3000人(10か所)	...
②-①	0	0	...

※事業ごとに記載

2. これまでの取り組み

計画等	内容
後期計画の目標 事業量	<ul style="list-style-type: none"> ①平日昼間の保育サービス（3歳児未満、3歳児以上） ②延長保育事業 ③夜間保育事業 ④子育て短期支援事業 ⑤休日保育事業 ⑥病児・病後児保育事業（体調不良型、病児対応型） ⑦放課後児童健全育成事業 ⑧一時預かり事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩ファミリーサポート事業 ⑪特定保育事業
保育ビジョンと 子育て支援室の 主な取り組み	<p>○保育ビジョン<抜粋></p> <p>地域子育て支援を含む保育サービス、子育て・子ども支援サービスを効率的効果的に提供するためには、地域バランスを考慮しなければなりません。本ビジョンでは、市域を4つのエリアに分けて現状分析や各種施策の検討を進めます。</p> <p>○主な取り組み（保育ビジョンに基づき4つのエリアに分けて進めている）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保育サービス ②延長保育事業 ③病児・病後児保育事業（体調不良型、病児対応型） ④一時預かり事業 ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥特定保育事業

<p>幼児教育ビジョン等</p>	<p>○幼児教育ビジョン<抜粋></p> <p>幼児期に「生きる力」の基礎をしっかりと育むためには、幼稚園での教育、家庭・地域での教育、そして、それを支えるための子育て支援体制の充実が重要です。そこで、本市の公立幼稚園を効果的・効率的に運営及び配置することで、これらの充実をめざします。</p> <p>○枚方市立幼稚園の運営・配置実施計画<抜粋></p> <p>枚方市立幼稚園の役割は、「枚方市幼児教育ビジョン」に示しているように、公立の幼稚園として幼稚園教育要領の改訂に伴う教育内容の研究を行いながら、その研究成果と課題を明らかにすることで、本市の幼児教育全般のより一層の充実を図ること、そして、障害のある子どもや配慮を要する子どもに対する支援教育の充実を図るとともに、幼児教育のセンター的な役割を充実することです。</p> <p>今後は、市内を北部・中部・南部・東部の4つの地域に分けた各エリアにおいて、それらの役割を十分に果たせるよう、効果的・効率的な運営に取り組んでいきます。</p>
------------------	--

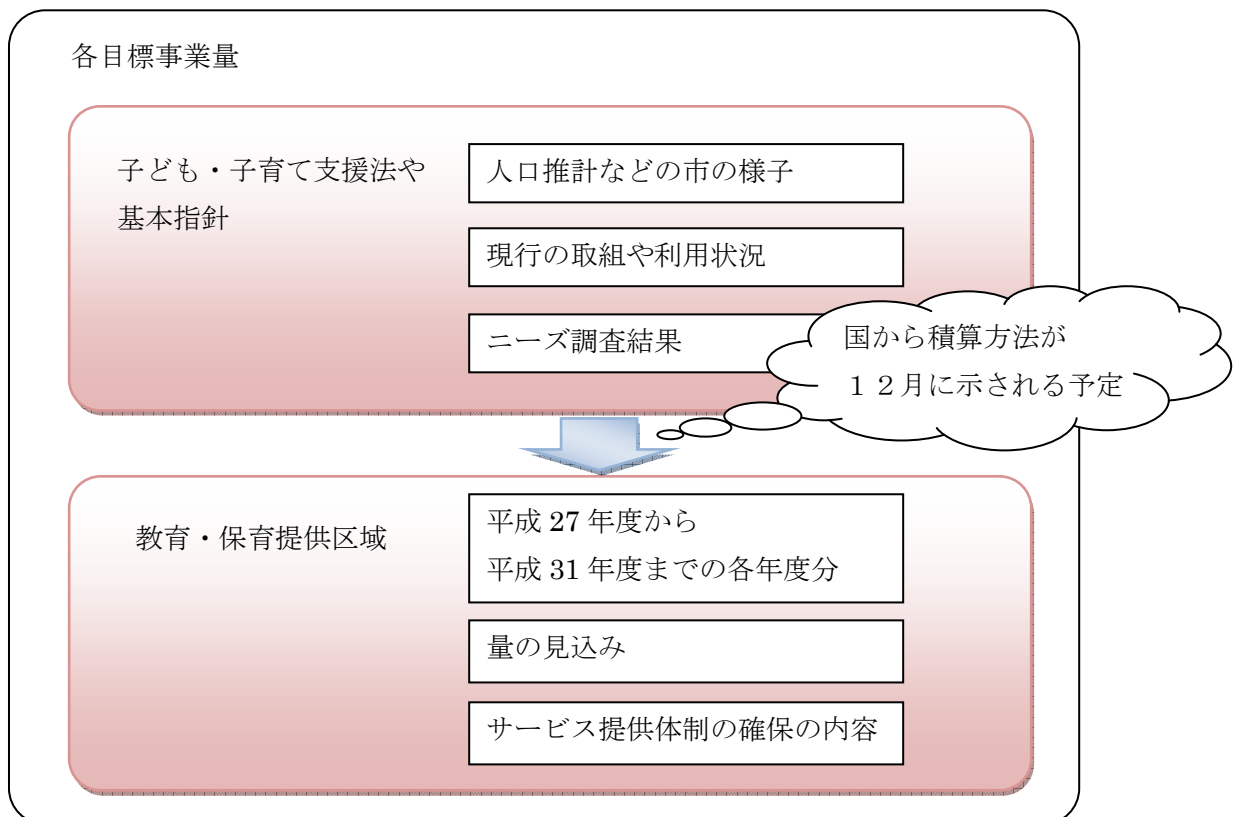
3. 目標事業量の考え方

①教育・保育提供区域について

平成 21 年度より、保育ビジョンに基づき、保育サービスや地域子育て支援サービスを含む子ども・子育て支援サービスを効率的・効果的に提供するため、地域バランスを考慮し4つのエリアに区分し、各種取り組みを実施しています。そのため枚方市子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域は、引き続き、現行の4エリアを基本とします。また、地域子ども・子育て支援事業を含め、個別の取り組みごとに、その内容や現行の利用状況等を踏まえ、効率的・効果的に提供を行うことができる場合は、市域全体を区域とします。

②量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期について

子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）（以下「基本指針」という）に基づき、目標事業量ごとに、就学前児童の推移や人口推計などの市の様子、現行の取り組みや利用状況、ニーズ調査結果から、教育・保育提供区域別に、平成 27 年度から平成 31 年度までの各年度の量の見込みとサービス提供体制の確保の内容を設ける考えです。



枚方市子ども・子育て支援事業計画策定における「教育・保育提供区域」の設定について

	事 項	担当課	教育・保育提供区域	区域設定の理由
1	教育・保育 (認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業)	子育て支援室 学務課	4 区域	保育ビジョンにおいて策定した現行の北部・中部・南部・東部の「4 区域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
2	利用者支援事業	子育て支援室	市全域	国の動向を見ながら、本市における利用者支援のあり方を検討する必要があるため、現時点では妥当な区域設定が見出せないため、「市全域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
3	時間外保育事業	子育て支援室	4 区域	保育ビジョンにおいて策定した現行の北部・中部・南部・東部の「4 区域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
4	放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童会室事業)	放課後児童課	市全域 (45小学校区)	小学校就学児を対象とする放課後児童健全育成事業の性質上、各小学校区単位の放課後児童クラブを設置することを基本としつつ、現行の障害のある5・6年生の児童会室事業については「市全域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライステイ)	家庭児童相談所	市全域	区域ごとに利用者数などのバランスを考慮する必要があるため、「市全域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
6	乳児家庭全戸訪問事業	子育て支援室	市全域	区域の別なく、生後4ヶ月までの乳児がいる全ての世帯を訪問する事業であり、100%訪問していることから、区域設定び区域ごとの管理になじまないため、「市全域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
7	養育支援訪問事業	保健センター 家庭児童相談所	市全域	区域ごとに利用者やケース数などのバランスを考慮する必要があるため、「市全域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
	要保護児童支援事業	家庭児童相談所		
8	地域子育て支援拠点事業	子育て支援室	4 区域	保育ビジョンにおいて策定した現行の北部・中部・南部・東部の「4 区域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
9	一時預かり事業	子育て支援室 学務課	4 区域	保育ビジョンにおいて策定した現行の北部・中部・南部・東部の「4 区域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
10	病児保育事業	子育て支援室	4 区域	保育ビジョンにおいて策定した現行の北部・中部・南部・東部の「4 区域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
11	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て支援室	市全域	区域ごとに会員数などのバランスを考慮する必要があるため、「市全域」を「教育・保育提供区域」と設定します。
12	妊婦健康診査	保健センター	市全域	妊婦健康診査事業は妊娠届出のあった市民に妊婦健康診査受診票を配布し、市民が自らの希望する産科(枚方市内外問わず)で健診を受けるものですので、区域設定及び区域ごとの管理はなじまないと考えます。

<参考> 4区域図

